

都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が  
発生した場合の対応

令和6年1月

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課



## はじめに

児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはなりません。

令和5年4月に施行された改正後の児童福祉法（以下、「法」という。）では、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されました。なお、教員等については、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下、「教育職員性暴力等防止法」という。）等により、既に資格管理の厳格化が行われています。

保育士を任命し、又は雇用する者（以下、「雇用主」という。）は、任命又は雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都に報告しなければなりません。また、保育所等としても、改正法の趣旨を踏まえ、都や区市町村などと連携を図りつつ、保育士による児童生徒性暴力等の防止に取り組むとともに、在籍する児童が保育士から児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する必要があります。

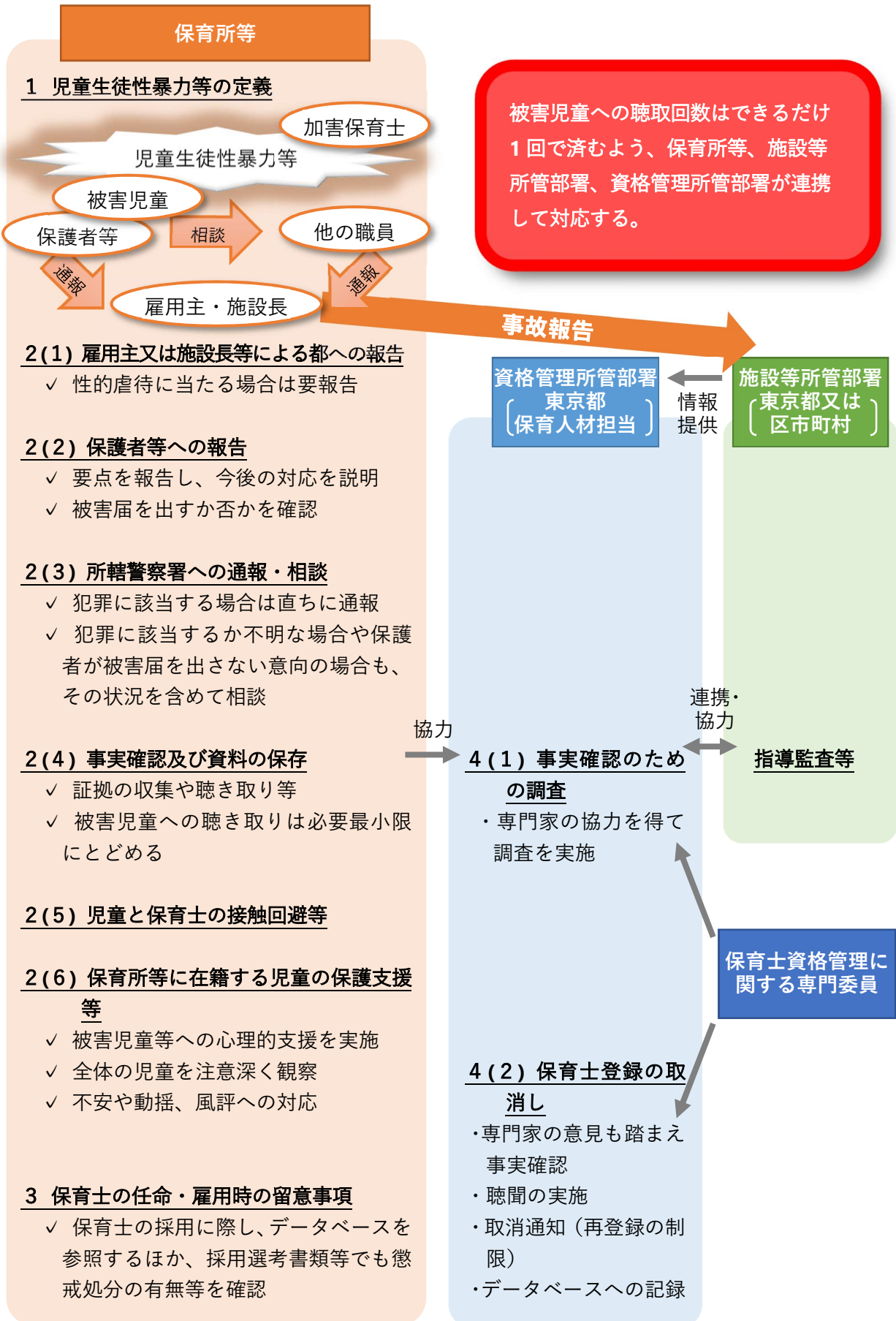
本書は、厚生労働省子ども家庭局長通知「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日付子発0327第5号）（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合に都内の保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認証保育所及び認可外保育施設がとるべき対応を整理するとともに、都における対応をお示しするものです。児童生徒性暴力等については、発生後の適切な対応だけでなく、発生の予防が重要であることは言うまでもありません。本書は「発生した場合の対応」に絞って記載していますが、基本指針には、保育士、児童及び保護者に対する啓発や児童生徒性暴力等につながる行為をさせない環境の整備など「児童生徒性暴力等の防止」についても盛り込まれていますので、併せて取り組まれるようお願いいたします。

なお、保育士以外の保育所等において児童と接触する業務に従事する者については、本書の対象外ですが、保育士に準じて取り扱い、施設・事業の種別に応じた主管部署と連携して対応する必要があることを申し添えます。

# 内 容

保育士による児童生徒性暴力等発生時の対応の流れ .....	1
保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の通報・相談先 .....	2
1 児童生徒性暴力等の定義 .....	3
2 保育所等における発生時の対応 .....	5
(1) 雇用主又は施設長等による都への報告 .....	5
(2) 保護者等への報告 .....	9
(3) 所轄警察署への通報・相談 .....	11
(4) 事実確認及び資料の保存 .....	12
(5) 児童と保育士の接触回避等 .....	15
(6) 保育所等に在籍する児童の保護支援等 .....	16
3 保育所等における保育士の任命・雇用時の留意事項 .....	17
4 保育士資格管理の実施主体である東京都の対応 .....	19
(1) 事実確認のための調査 .....	19
(2) 保育士登録の取消し .....	20
保育士を雇用する者等から東京都への報告様式（参考様式） .....	23
（参考）児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例 .....	24
（参考）保護者等への報告に際して渡すメモの例 .....	25

# 保育士による児童生徒性暴力等発生時の対応の流れ



## 保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の通報・相談先

分類	児童生徒性暴力等 (教育職員性暴力等防止法 第2条第3項)		児童生徒性暴力等には該当しないが不適切な行為
	犯罪に該当	犯罪には該当しない	
行為態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性交、性交類似行為(第3項第1号)</li> <li>○わいせつな行為(第3項第2号) (自身の性的部位に触らせることも含む)</li> <li>○わいせつ目的での面会要求、面会、自撮り要求等、児童ポルノ法違反、性的姿態撮影等処罰法違反(第3項第3号)</li> <li>○プライベートゾーン等への接触(第3項第4号イ)、盗撮(第3項第4号ロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)</li> <li>・悪質なセクシュアル・ハラスメント等</li> <li>・児童を不快にさせる性的な言動(口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の心身に有害とまでは言えないが、特定の児童への不要な接触や不必要に長時間の接触が多い。</li> <li>○寝かしつけの際に特定の児童とだけ添い寝をしたり、別室に呼び出すなど、二人きりになろうとする。等</li> </ul>
通報・相談先	<p style="text-align: center;"><b>所轄警察署 (P11)</b></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;"><b>事故報告の報告先 (区市町村又は都の所管部署) (P5)</b></p> <p>※ 児童福祉法上、児童生徒性暴力等の報告先は都知事だが、原則として報告先を事故報告の報告先と一本化する。</p>	—————	<p>施設長等において事情を確認し、繰り返さないよう指導する。</p>

「性的虐待」に当たる場合には、「児童生徒性暴力等」にも当たるものとして対応する。被害児童の年齢や性別、従事先施設等の利用児童であるかないか、児童の同意や暴行・脅迫等の有無、勤務時間の内外に関わらず該当し得るものであることに留意する。

### < 性的虐待の具体的例 >

- 下着のままで放置する
  - 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
  - こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)
  - 性器を見せる
  - 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
  - こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
  - ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
- (こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月)より)

## 1 児童生徒性暴力等の定義

### 基本指針より

- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。
- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号）
- ※ 刑法第177条の不同意性交等罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等が該当し得る。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第2号）
- ※ 刑法第176条の不同意わいせつ罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為が該当し得る。
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下、「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下、「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号）
- ※ ③には次の行為が含まれる。
- 刑法第182条の罪：わいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等）
  - 児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。）
  - 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせる

ようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせる事（①～③に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第4号）

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れる事。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置する事。

※ いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが該当し得る。

※ なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれている。保育所等の保育士においては、例えば、以下のような場面で、業務上児童の身体に触れる必要があると考えられるが、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

<正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例>

- ・ 保育中の抱っこやおんぶ、午睡時の寝かしつけ
- ・ おむつ交換や排泄等の介助
- ・ 着替えの介助
- ・ 沐浴、ふれあい遊びや体操など身体接触を伴う活動 等

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第5号）

※ 児童に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童を不快にさせる性的な言動（口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることも含まれる。））などが該当し得る。

○ 児童生徒性暴力等については、児童の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

### 基本指針を踏まえた対応

○ 保育所等で発生した事案が、上記「基本指針より」の①から⑤までに該当するか判断に迷う場合も、保育士による性的虐待に当たると考えられる場合には、児童生徒性暴力等にも該当するものとして取り扱うこと。

<性的虐待の具体例>

（こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月）より）

- ・ 下着のままで放置する
- ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器を見せる
- ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞



させる、無理やり話させる)

- ・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど

○ なお、児童生徒性暴力等は、被害児童の年齢や性別、従事先施設等の利用児童であるかないか、児童の同意や暴行・脅迫等の有無、勤務時間の内外に関わらないほか、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

○ 児童生徒性暴力等には該当しない場合も、決して内容を過小評価せず、施設長等において事情を確認し、繰り返さないよう指導する等、真摯に対応する。本人が児童への親しみを表しているつもりでの行為で、より良い保育に向けた振り返りの中で改善が図られていくべきものであっても、周囲の職員が見過ごしてしまったり、少し気になりつつも指摘せずに済ませてしまったりする中で、それが繰り返されるうちに問題が深刻化し、児童生徒性暴力等につながることを考えられる。

振り返りを行う中で、望ましくない関わりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合には、改めて児童生徒性暴力等に該当するかどうか確認する。

## 2 保育所等における発生時の対応

### (1) 雇用主又は施設長等による都への報告

#### 基本指針より

○ 任命権者等<sup>1</sup>は、その任命又は雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。この報告は虚偽又は過失によるものを除き、守秘義務の規定に抵触するものと解してはならない（法第18条の20の3）。

○ 「児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは」とは、何らの根拠無く主観的な嫌疑を有するといったことのみでは該当しないものの、例えば、他の職員からの具体的な証言や児童の様子についての保護者からの具体的な相談があった場合など、嫌疑をかけるに足りる一定の根拠があれば該当すると考えられる。そのため、確定的な根拠がなければこれに該当しないなどとして必要な報告を怠るようなことがあってはならない。

また、保育士による児童生徒性暴力等の事実に関し、保育所等に通報があった場合等、児童生徒性暴力等の事実が疑われる場合には、任命権者等は被害児童やその保護者への確

<sup>1</sup> 基本指針では、「保育士を任命し、又は雇用する者」を「任命権者等」と略している。任命権者等には、公設公営の保育所等であれば区市町村長（区市町村によっては教育委員会）が、その他の保育所等であれば雇用主が該当すると考えられる。

本書では、民間保育所等を想定し、基本指針からの抜粋部分を除いて「任命権者等」を「雇用主」と言い換えている。

認のほか、他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認などにより、当該事実の有無の確認を行った上で、当該事実があると思料するに至った場合は速やかに都道府県への報告を行うことが求められる。

なお、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、当該保育士が児童生徒性暴力等を行ったことを認めているかどうかにかかわらず、都道府県への報告は必要となることに留意が必要である。

- 任命権者等において、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うに当たっては、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮することが求められる。ただし、いたずらに被害児童への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な事実確認を怠るようなことがあってはならない。
- 任命権者等から都道府県への報告にあたっては、別添様式1の提出によることを基本とする。

### 基本指針を踏まえた対応

- 児童生徒性暴力等に関する疑いを抱いた職員、相談・通報を受けた職員、事実を把握した職員は、児童に対し、すぐに事実を確認したくなるかもしれないが、職員があれこれ質問をしたり、複数の職員が繰り返し話を聴くことで、児童の記憶は不正確になり、精神的な負担からトラウマが生じることもある。従って、まずは以下のことに留意する。
- 児童生徒性暴力等に関する疑いを抱いた職員、相談・通報を受けた職員、事実を把握した職員は、自身がいつ、どこで、何をしているときに、何を見た（聞いた）か、自身はどのような行動をとったか（言葉も含む）をできるだけ早い時期に、できるだけ正確に記録し、速やかに施設長等又は雇用主に相談する。
- 児童の普段と異なる挙動（例えば、児童がいつも行っていた部屋や場所に行きたがらない、自分や他人の性器を触ろうとする、「嫌だ」などの寝言を言う、スカートをはかなくなるなど）に職員が気付くことにより、児童生徒性暴力等の事実が判明することがある。職員は、いつもと違う、はっきりと言語化できない違和感でも施設長等又は雇用主に相談する。
- 被害児童から職員に相談・報告があった場合、まず、人目につかず、静かに話せる環境を用意する。児童本人から被害を打ち明けられた場合には、ありがとうと伝える。そして、何回も尋ねたり、児童が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童の話すままの言葉を注意深く聴き取り、対応した職員の言葉とともに逐語的にそのまま記録する。可能であれば録画・録音する。  
その後、このような会話をした経緯、日時、場所を正確に記録する。特に、いつ、どこで、自身が何をしているときに、誰（児童）が、何と言ってきたのか（逐語的な内容）、そのあと

自分はどのような行動をとったのか（言葉、行動）、児童はどうしたのかを正確に記録する。職員の懸念とこの記録を速やかに施設長等又は雇用主へ報告する。

児童は実際に起きた話と大人から聞いた話とを混同しやすく、大人の発言に影響を受けやすい。また、大人も児童に対し無意識に圧力をかけて話を聴くことが多い。予断や憶測に基づいて聴き取りを行うことのないよう、特に留意する必要がある。大人の不用意な発言や冷静さを欠いた対応による二次被害を防ぐとともに、児童の記憶を誘導や暗示の影響から守るため、「誰が、誰に、何をしたのか」が確認できれば、「いつ、どこで、何回、どのように」などの詳細な聴き取りはその後、警察や都などと連携して行う。

<児童からの聴き取りを行う上での注意点>

被害児童本人からの聴き取りには、人権や特性などへの配慮が不可欠である。基本指針では、被害児童に確認を行う者として雇用主を想定しているが、児童と接する現場の保育士も聴き取りを行うことになる可能性があるため、次の注意点は全職員で共有しておく必要がある。また、いざという時に適切に対応できるよう「(参考) 児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例」(P24)を参照するなどしてシミュレーションしておくことが重要である。

- ① 性暴力等について話す児童の不安や罪悪感に配慮し、沈黙や話の流れに不自然な点などがあっても児童のペースで話を聴く。児童が話すこと以上のことを聴き出そうとせず、児童の話すままの言葉を注意深く聴き取る。
- ② 暗示や誘導をしない。児童の年齢が低い場合、話の順序が前後したり、登場人物が誰なのかはっきりしないこともあるが、「はい」「いいえ」で答えるような形でなく、「～について話して」、「今、〇〇と言ったけど、どういうことか教えて」など、答えが限定されない形で話を聴く。

「〇〇が△△したの？」などと問いただすと誘導になるほか、被害について児童が使っていない言葉や名称を用いて質問したり、内容を言い換えて確認すると児童の自発的な言葉でなくなり、証言の立証性が損なわれるので避ける。また、「ちゃんとお話したら〇〇してあげる」、「お話ししないと大変なことになるよ」等の圧力をかけない。

- ③ 児童が「誰にも言わないで」と話した場合には、誰にも言わないでほしい理由は何かを話してもらおう。その上で、児童には安心して暮らしてほしいから、一緒に考えさせてほしいと丁寧に説明する。児童が口止めされていたり、身近な大人との関係が損なわれることを恐れている場合には、児童の不安を受け止めた上で、他の信頼できる大人と協力して対応する方針を伝える。
- ④ 聴き取りを行う者は、感情をあらわにしない。ショックや嫌悪感、怒りを表情に出したり、安易な同情や加害者の非難はしない。

- 法では、雇用主に対して、その任命又は雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思われる場合の報告義務を課している。ただし、雇用主以外の者であって、施設長や他の職員についても、雇用主に対する報告義務の取扱いに準じて、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、都への通報その他適切な措置をとることが求められる。その

際、通報等を行った者に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取り扱いをしてはならない。

- なお、児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消等については、保育士の従事先施設の種別や児童の年齢に関わらず適用される。例えば、保育士が児童生徒性暴力等を勤務先の保育所等の外で又は勤務時間外に行った場合や児童福祉施設等に勤務していない保育士が児童生徒性暴力等を行った場合であっても保育士登録の取消しの対象となる。こうした場合も、事案を把握した雇用主は、都に報告する必要がある。
- 保育士による児童生徒性暴力等に関する都への報告は、基本的に事故報告の報告先を経由して行う。

<事故報告の報告先（＝児童生徒性暴力の報告先）>

※ 報告時に保育士による児童生徒性暴力等の事案であることを申し添えること。

- ① 特定教育・保育施設、東京都認証保育所及び特定地域型保育事業を行う事業所の場合  
→ 区市町村の主管部署  
(都は、「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」(令和5年12月25日付5福祉子保第2346号)により、児童の心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合には、区市町村の主管部署に報告するよう求めるとともに、区市町村に対しても、施設等からの報告があった場合に、所定の「事故報告様式」による都の各施設・事業担当への報告を求めている。)
- ② 認可外保育施設(児童相談所設置区又は八王子市に所在する施設を除く)の場合  
→ 都の民間保育援助担当  
(都は、「認可外保育施設における事故の報告について」(令和5年12月26日付5福祉子保第2351号)により、児童の心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合には、所定の「事故報告様式」により都の認可外保育施設担当への報告を求めている。)
- ③ 認可外保育施設(児童相談所設置区又は八王子市に所在する施設)の場合  
→ 区又は市の主管部署

法は報告先を「都知事」としており、東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当が窓口となるが、児童生徒性暴力等の報告と事故報告とで報告先が異なることの混乱を避けるため、基本的に都においては事故報告の報告先に一本化し、児童生徒性暴力の事案については事故報告の報告先から都の保育人材担当に報告を受ける。(緊急事態などで、施設等の判断により、事故報告と児童生徒性暴力等の報告とを別々に行っても差し支えないが、その場合は事故報告に際してその旨を申し添えること。)

- 報告は別添様式1（P23）により行い、「事故報告様式」とともに送付する。（緊急事態などで、施設の判断により、事故報告と児童生徒性暴力等の報告とを別々に行う場合には、別添様式1を都の保育人材担当（[S1140504@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1140504@section.metro.tokyo.jp)）に送付する。）

<別添様式1の記載事項>

1 報告者

・法人名・施設名・所在地・役職・氏名・連絡先電話番号

2 被害児童の状況

・氏名・性別・年齢・生年月日

3 事案の発生年月日及び時間

4 事案の発生場所

5 児童生徒性暴力等を行ったと思われる保育士

・役職・氏名・性別

・保育士登録をしている都道府県名・保育士登録番号

6 発覚した事案の内容

（何をしたのか、本人の認否、把握した経緯等をわかるように記述。児童からの報告があった場合や聴き取りを行った場合は、実際のやり取りをそのまま逐語的に記載。）

- 報告の内容は、児童生徒性暴力等の事実があると思料した段階で判明している内容により行う。既に児童生徒性暴力等の事実があると考えられる場合において、上記の記載事項を網羅し、又は正確を期すために被害児童本人に聴き取りを行う必要はない。児童への聴取回数は少ない方が望ましく、詳細な聴き取りが必要な場合には、その後に都などと連携して行う。

## （2）保護者等への報告

- 基本指針には触れられていないが、施設長等又は雇用主は、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、保育所等における他の事故の場合と同様に、保護者等に報告を行う必要がある。保育所等が保護者とよい連携をとり、事実の明確化や児童の保護支援等を進めていく上で、初期の対応は極めて重要となる。保護者等への報告に先立って、組織として「全力で被害児童を守ること」「被害児童や保護者の意向を最大限尊重すること」を確認しておく。

なお、最初の聴き取りの段階で被害児童本人が保護者には秘密にしてほしいと希望する場合は、秘密にしてほしい理由は何かを話してもらい、その内容を踏まえて対応する。先述の通り、基本的に保護者等には事案の発生を報告する必要があるため、児童の話す理由が戸惑いや被害に対する罪悪感の場合などでは、例えば、「よくわかった。そういうことが心配なんだね。」と受け止めた後、「私たちの仕事は〇〇ちゃんが安心して過ごせるようにすることなんだよ。だから一緒に考えさせてね。」と理解を求める。

- 保護者等への第一報では、事案の発生について、早急にまた簡潔に要点を伝えるとともに、保護者等に留意していただきたい事項を説明する。

< 保護者等に留意していただきたい事項（例） >

事案の発生に伴って被害児童の保護者等に留意していただきたい事項としては、以下が考えられる。内容が多岐にわたるため、保護者等に的確に伝えられるよう「(参考) 保護者等への報告に際して渡すメモの例」(P25) のように文面にするなど工夫する。

- ① 児童の記憶は汚染されやすい。また、親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこない限り、出来事には触れないようにすること。
- ② 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと。児童が話した言葉は逐語でメモし、その会話が合った日時、場所とともに正確に記録すること。
- ③ 今後、警察、区市町村、東京都とも連携して事実確認を行っていくこと。把握した事実は保護者と共有すること。
- ④ 保護者が所轄警察署に被害届を提出した場合には教えてほしいこと。  
なお、保護者が警察へ届け出るかどうか悩んでいる場合は、被害の拡大防止や被害児童の心身の回復につながる窓口として、警視庁犯罪被害者支援室「性犯罪被害相談電話（ハートさん）」や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（SARC 東京）の「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」への相談を提案する（下記参照）。
- ⑤ 保育所等における対応者を一本化すること。
- ⑥ 事案を開示する場合には児童や保護者の意向も踏まえていくこと。 など

< (参考) 子供の性被害に関する第三者の相談窓口 >

① 「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（SARC 東京）が運営している。電話による相談対応、対面相談・カウンセリング等の精神的ケア、病院・警察等への付き添い支援を行う。

受付時間 24 時間 365 日

電話番号 < 東京都内からかけるとき > 0120-333-891（フリーダイヤル）

< 東京都外からかけるとき > 03-6811-0850（有料）

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/onestop/>

② 「性犯罪被害相談電話（ハートさん）」

性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、都内からダイヤルすると、警視庁の相談窓口につながる。警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できる。被害者のご意向を伺った上で、事件化はもとより、医療機関での受診やカウンセリング、民間支援団体の紹介など、必要な支援につなげる。

受付時間 24 時間 365 日

電話番号 # 8103（ハートさん）

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/higai/sodan/higai\\_sodan.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/higai/sodan/higai_sodan.html)

### (3) 所轄警察署への通報・相談

#### 基本指針より

- 児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、被害児童を徹底して守り通すという観点や被害児童に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、任命権者等はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。なお、任命権者等は、都道府県による児童生徒性暴力等の事実確認の結果を待たずに所轄警察署に通報することができることに留意する必要がある。
- 任命権者等が公務員である場合、その職務を行うことにより、合理的根拠に基づき犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法（第239条第2項）の定めるところにより告発をすることが求められる。

なお、任命権者等が保育所等の設置者である市町村に報告し、報告を受けたこれらの者が告発を行う場合には、重ねて告発を行う必要はないと考えられる場合もあり得る。
- 任命権者等以外の者であって、保育士、市町村の職員、その他の児童又はその保護者からの相談に応じる者等についても、上記に準じて、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等、都道府県又は所轄警察署への通報その他適切な措置をとることが求められる。その際、通報等を行った者に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことに留意が必要である。

#### 基本指針を踏まえた対応

- 児童生徒性暴力等のうち、教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号から第4号までに当たる行為（下表参照。詳細はP3の「基本指針より」の①～④を参照。）は、犯罪に該当する。犯罪に該当すると思われる又は疑わしい場合、証拠や被害児童の初期供述を適切に確保する観点から、施設長等又は雇用主は所轄警察署に通報・相談し、連携して対処する。その間、証拠隠滅を防ぐ観点から、警察との連携などの情報が被疑者の保育士に漏れないよう慎重を期す必要がある。

また、他の職員においても、施設長等又は雇用主の場合に準じて所轄警察署に通報・相談するなど適切に対応することが求められる。施設長等又は雇用主から所轄警察署への通報・相談がなされず、他の職員においてどのように対応すべきか判断がつかない場合には、施設等の所管部署と連携して対応する。

なお、事案が同性間による行為である場合も、所轄警察署に通報・相談する。

< 犯罪に該当する行為 >

太線内は犯罪に該当するため、所轄警察署に通報・相談し、連携して対処する。

分類	児童生徒性暴力等 (教育職員性暴力等防止法 第2条第3項)	
	犯罪に該当	犯罪には該当しない
行為 態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性交、性交類似行為 (第3項第1号)</li> <li>○わいせつな行為 (第3項第2号) (自身の性的部位に触らせることも含む)</li> <li>○わいせつ目的での面会要求、面会、自撮り要求等、児童ポルノ法違反、性的姿勢撮影等処罰法違反(第3項第3号)</li> <li>○プライベートゾーン等への接触 (第3項第4号イ)、盗撮 (第3項第4号ロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)</li> <li>・悪質なセクシュアル・ハラスメント等</li> <li>・児童を不快にさせる性的な言動 (口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む。)</li> </ul>
通報 ・ 相談先	<p style="text-align: center;"><b>所轄警察署</b></p> <p style="text-align: center;"><b>事故報告の報告先 (区市町村又は都の所管部署)</b></p> <p>※ 児童福祉法上、児童生徒性暴力等の報告先は都知事だが、原則として報告先を事故報告の報告先と一本化する。</p>	—————

- 発生した事案が犯罪に該当するか判然としないときや、保護者等が被害届を出したくない意向があるときなど、警察に通報するか判断に迷う場合には、そうした状況にあることを含め、今後の対応について所轄警察署と相談する。初動の遅れは児童の心に致命的な傷を残すリスクが高まるため、相談をためらってはならない。

保育所等における事実確認の段階において、被害児童への聴き取りを行うと引き続き司法機関による聴き取りと重なって児童の心理的負担が大きくなる恐れがある場合、施設長等又は雇用主は、事実確認の進め方を所轄警察署と相談し、児童への聴取を司法機関に委ねることを検討する。

相談の結果、司法機関による事実確認は行われなかった場合も、P5「2 (1) 雇用主又は施設長等による都への報告」や事故報告を通じて都や区市町村と連携して対応する。

(4) 事実確認及び資料の保存

基本指針より

- (再掲) 保育士による児童生徒性暴力等の事実に関し、保育所等に通報があった場合等、児童生徒性暴力等の事実が疑われる場合には、任命権者等は被害児童やその保護者への確認のほか、他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認などにより、当該事実の有無の確認を行った上で、当該事実があると思料するに至った場合は速やかに都道府県への



報告を行うことが求められる。

- (再掲) 任命権者等において、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うに当たっては、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮することが求められる。ただし、いたずらに被害児童への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な事実確認を怠るようなことがあってはならない。
- 任命権者等においては、都道府県から事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行うとともに、あわせて、例えば、職員からの具体的な証言や保護者からの相談の記録、防犯カメラ映像等の児童生徒性暴力等の事実があると思料する根拠となる客観的な資料を適切に保存することが求められる。

### 基本指針を踏まえた対応

- 施設長等及び雇用主は、児童生徒性暴力等の事実の有無を確認するため、根拠となる客観的な資料を収集して適切に保存するとともに、事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行う。事実確認は次の①から⑤までの順で行うことが考えられる。

ただし、事実確認の過程で教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号から第4号まで(P3「基本指針より」の①～④)に列挙される事由が判明した場合は、施設長等又は雇用主はその段階でP11「(3)所轄警察署への通報・相談」のとおり所轄警察署に通報・相談する。

< 事実確認の手順 (例) >

#### ① 客観的な証拠の収集

ア 防犯カメラや写真、録音等の直接的な証拠

これらの証拠が確保できた場合には、②の後に③及び④を省略して⑤に進む。

イ SNSの投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り

写真やテキスト化等により保全する。

ウ サービスや保育の記録

当該保育士の出退勤履歴や被害が特定の部屋で起こっていることが判明した場合には、機械警備の解錠・施錠の記録や鍵の管理状況を確認する。保育記録や職員配置状況に関する書類等により、当日の状況を把握する。

#### ② 他の職員からの聴き取り

施設長等又は雇用主は、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる保育士に関する情報を同じクラスの職員等から聴くことも検討する。情報収集に際しては、原則として聴取対象の職員に許可を求めた上で録音する。また、被害を受けたとされる児童のプライバシーや名誉に配慮するよう伝える。併せて、現時点は確認段階のため、被疑者の保育士のプライバシーや名誉にも配慮するとともに、証拠隠滅を防ぐ観点から調査の実施に関する秘密を漏らさないよう求める。

特に、逮捕や報道等がなされておらず、事実確認を行っている段階においては、被害

を受けたとされる児童のプライバシー保護を徹底するため、他の児童・保護者の間で「うわさ」が広がらないよう配慮する。事実確認のため、他の職員から聴き取りを行う場合に共有することとなる事項の範囲は、被害を受けたとされる児童の名前や当該児童に関する配慮事項など必要最小限にとどめるとともに、予め当該児童及びその保護者に説明しておく。被疑者の保育士の名前や被害内容については、事実確認に携わる一部の保育士以外の職員と共有する必要は基本的でない。ただし、児童が傷つき、緊急で保護しなければならない場合には、被疑者の保育士と不用意に接触して被害が深刻化することを防ぐため、必要な情報を取捨選択の上、共有することはある。

聴き取りは、あくまでも客観的な事実について確認を行うようにし、評判や憶測などを聴き取る必要はない。

### ③ 他の児童からの聴き取り

他にも、被害を目撃した又は被害を受けた可能性のある児童がいる場合は、警察や都などに協力を仰ぎ、専門家による調査を迅速に、一斉に行う。これは、聴取を受けた児童が他の児童に話したり、保護者間でうわさが広がるなどにより、記憶の汚染が生じたり、精神的な二次被害が生じたりしないようにするためである。

### ④ 被害児童からの聴き取り

被害児童からの聴き取りは、上記①及び②を行ってもなお本人への確認が必要であり、かつ本人からの証言が期待できる場合に、人権や特性などに配慮しながらP7の<児童からの聴き取りを行う上での注意点>を踏まえて行う。既に他の職員等が被害児童に確認を行っている場合において、重ねて施設長等又は雇用主が確認を行うことは、児童の負担が大きく、精神的な二次被害の恐れがあるため、細かい点の確認はその後の警察や都による聴き取りに委ねる。児童の証言以外に客観的証拠が乏しい場合には、児童の証言の保全が特に重要となることに留意する。

なお、事実確認のための聴き取りは、情報の収集を目的としており、相談やカウンセリングとは区別して行う必要がある。児童の話客観的に聴くため、極力、児童と直接利害関係のない同性が行うのが望ましい。全く面識がない第三者には話すことが難しい児童も多い。このような場合、児童にとって安心できる大人から「この人は信頼できる人だから安心して話していいんだよ」等、丁寧に紹介する。

### ⑤ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる保育士への聴き取り

施設長等又は雇用主は被疑者の保育士から聴き取りを行い、事実の有無を確認する。聴き取りは複数名で行う。被疑者への聴き取りは人権侵害となりやすいことに留意し、被疑者の代理人や立会人を置き、録音録画の上、施設長等又は雇用主が中立の立場で面接を行う。聴取に当たっては、次のことを伝える。

- ・ 事実を明確にするためできるだけ話してもらいたいが、話したくないことは話さなくて良いこと。

- ・ 必要に応じて休憩をとること。聴き取りを中止したい場合は中止できること。
- ・ 代理人や立会人と相談したいときはそのようにできること。

また、被疑者への面接でもラポール<sup>2</sup>が重要であり、糾問的な聴き取りはむしろ事実の明確化の妨げとなることが知られている。懇切丁寧に被疑者の言葉に耳を傾けることが重要である。加害を決めつけず、事故や誤りである可能性も考慮しながら報告を得る。

その際、上記①から④までにおいて得られた情報を最初からすべて開示しない。被疑者の保育士が事実を否定した場合に、矛盾する事実がある場合に初めて示し、見解を述べさせ、客観的に記録する。被疑者の保育士が、自分に都合良く状況を解釈し、一見論理的に聞こえる言い訳を行うことも想定されるため、説明に流されることなく、冷静に誤りを指摘する。

最終的に児童生徒性暴力等に関する事実が認められなかったときも、当該保育士には、証拠隠滅や報復のために被害を訴えた児童への働きかけを行った場合には警察への告発など厳正に対処する方針であることを、一般論として説明しておく。

- 匿名で児童生徒性暴力等の被害に関する相談が寄せられた場合、訴えの内容が事実と異なる場合もあると想定されるが、保育所等においては児童の安全を守ることを第一に考えて対応する。まずは、被害を受けたとされる児童を特定し、保護することから始める。

#### <被害を受けたとされる児童の特定>

被害を受けたとされる児童を特定するため、P13の<事実確認の手順(例)>の①、②及び③を行うほか、被害を受けたとされる児童が所属すると思われるクラス等の単位で悩みや話したいことがないかを聞き取る方法や、保育所等からのお便りにより、保護者等に向けて児童の様子で悩みや話したいことがある場合に相談するよう促す方法なども検討する。これらにより被害を受けたとされる児童を特定し、児童からの聴き取りや保護者への報告を行う場合には、匿名での通報・相談であった経緯を踏まえ、プライバシーの保護に一層慎重な配慮が必要となる。

最終的に被害を受けたとされる児童が特定できなかった場合でも、児童生徒性暴力等を行ったことが疑われる保育士に対しては、中立的に事実の確認を行ってけん制するとともに、証拠隠滅や報復のために児童への働きかけを行った場合には警察への告発など厳正に対処する方針であることを、一般論として説明しておく。また、通報や相談が寄せられた背景を把握するため、業務で悩みを抱えていないか等を聴き取る。

### (5) 児童と保育士の接触回避等

#### 基本指針より

- 任命権者等は、法第18条の20の3に規定する都道府県への報告の前においても、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等

<sup>2</sup> 良好なコミュニケーションをとるために必要な信頼関係を表現する際に用いられる語であるが、ここでは、事案について本当のことを話しやすい環境・関係をいう。

児童の保護に必要な措置を講ずる必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。

#### 基本指針を踏まえた対応

- 保育所等は、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する必要がある。雇用主又は施設長等は、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童を当該保育士から保護するため、当該保育士について保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。
- 当該保育士が保育所等においても、被害児童が支障なく保育所等を利用できる場合は、当該保育士を担任から外した上、児童と接触しない事務作業に従事させるなどの方策も考えられるが、被害児童や保護者に対応を説明し、理解を得るとともに、物理的・時間的に動線を分けるなどして接触の機会がないよう配慮する。
- なお、児童と保育士の接触回避は早急に行う必要があるが、他の保護者等に不正確な情報や憶測が広がる懸念が大きい場合には、対応者・窓口の設定など必要な対策を検討する。

#### (6) 保育所等に在籍する児童の保護支援等

##### 基本指針より

- 都道府県、市町村及び保育所等は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。
- 保護及び支援等としては、事案に応じて、例えばワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。
- 保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、都道府県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。

#### 基本指針を踏まえた対応

- 被害児童は情緒的なバランスを崩しやすい状態になっており、事情を理解している職員等が意識的に児童に寄り添ってサポートするなど配慮する。

- 被害児童が安心して保育を受けられるようにするための支援について、保護者に説明したり意見を聴取したりして理解を得る。また、施設等における状況の報告や家庭での状況把握のため、定期的に連絡し、被害児童の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを把握する。
- 児童が成長の過程で、トラウマ反応や心的外傷後ストレス障害を発症する可能性もあり、多岐にわたる継続的な支援が必要となる場合もあることから、施設等の所管部署とも連携し、初期の段階から外部のサポートを得るほか、卒園後の小学校のスクールカウンセラーなど他機関とも連携するなどチームで対応する。
- 都における性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口である「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（SARC 東京）」は、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」（P10）を開設しており、24 時間 365 日体制で相談を受け付けるとともに、必要に応じて病院・警察等への付添い、精神的ケアなどをワンストップで行い、被害者の心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図っている。状況に応じ、被害児童の保護者にこうした相談窓口があることを案内する。また、保育所等の職員から児童への支援に関する相談をすることもできる。
- 一人の児童からの訴えがあった場合、他にも被害児童がいる可能性も考慮し、保育所等全体の児童を注意深く観察する。併せて、児童が被害を言い出しやすく、保育所等が守ってくれると思える雰囲気づくりに努めていく。
- 保育士が逮捕・処分されるなど、児童生徒性暴力等が明るみに出た場合や、保育所等全体の保護者にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、被害児童の保護者の同意を得て事案の経緯や今後の対応方針等について説明するなど必要な対応をとる。その際、一貫して被害児童を守るとともに、児童生徒性暴力等は許されないことであるという姿勢を崩さない。

### 3 保育所等における保育士の任命・雇用時の留意事項

#### 基本指針より

- 保育士を任命又は雇用しようとする者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第 18 条の 20 の 4 第 3 項）。
- データベースの活用は保育士を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられているものであり、任命又は雇用を希望する者が特定登録取消者<sup>3</sup>に該当するこ

<sup>3</sup> 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者や、これら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者をいう。

とがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

- 特定登録取消者の任命又は雇用を行う場合は、児童生徒性暴力等が保育士の登録取消事由とされていることを踏まえ、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性を確認するなど、慎重な判断が求められることに留意が必要である。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消しとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するものとする。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

### 基本指針を踏まえた対応

- 改正法の規定のうち、特定登録取消者の氏名及び取消事由等のデータベースに係る規定は、令和6年4月1日から施行される。これにより、保育士を任命又は雇用しようとする者は、保育士を任命又は雇用しようとするとき、データベースの活用が義務付けられる。
- 国はデータベースの整備に当たり、具体的な運用マニュアルを作成することにしており、雇用主はこれを参照して個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースを適切かつ有効に管理及び活用していく。施設・事業所の採用責任者が本データベースで採用予定者の情報を検索することは、個人情報保護法第20条第2項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は不要であるが、採用公募の段階等において、本データベースで検索を行う旨をあらかじめ告知しておくことが望ましい。
- また、保育士の採用に当たっては、データベースに加え、採用選考時の関係書類に賞罰欄等を設けるなどして、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の有無などの経歴等も十分に確認し、総合的に判断する。こうした経歴等の確認は、前職の有無や、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合に行う。特定登録取消者に該当することがデータベースにより判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等

より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨に則り、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

## 4 保育士資格管理の実施主体である東京都の対応

### (1) 事実確認のための調査

#### 基本指針より

- 都道府県は、任命権者等からの報告等により、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等や市町村等と連携し、被害児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮しながら、当該事実の有無の確認を行うための調査（質問や報告徴求等）を行うことが求められる。

なお、都道府県知事は保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合にはその登録を取り消さなければならないこととされており（法第18条の19第1項）、本規定に基づき、都道府県は上記の調査を行う権限を有するものである。

- また、上記調査は、法や認定こども園法に基づく保育所等への指導監査や、法に基づく被措置児童の虐待に係る調査と併せて効果的に実施することも考えられ、都道府県内の関係部局や市町村と連携を図ることが重要である。
- 上記調査については、被害を受けたとされる児童の尊厳の保持及び再発防止についても調査の目的とされることに留意するとともに、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とする必要がある。

#### 基本指針を踏まえた対応

- 都は、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときに、公正かつ中立的に事実確認の調査を行い、保育士の登録の取消しなどの厳正な対処につなげることができるよう、法律、医療、心理、福祉の専門家を「保育士資格管理に関する専門委員」として任命している。

##### <専門委員への依頼事項>

- ① 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われる事案について、都が実施する事実確認のための調査への助言及び関係者に対する聴き取り等の調査への協力
- ② 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われる事案について、都が実施する事実認定への助言
- ③ 児童や保護者からの相談などにより、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われる事案が発生した場合に備え、都が予め整理しておくべき対応方針等に関する助言

- 保育士の資格管理のための調査は、都における関係部署や区市町村と連携し、法又は認定こども園法に基づく指導監査等と併せて実施することがある。
- 調査に当たっては、雇用主又は施設長等に対し、例えば、職員からの具体的な証言や保護者からの相談の記録、防犯カメラ映像等の児童生徒性暴力等の事実があると思料する根拠となる客観的な資料の提示等を求めることがある。
- 事実関係の明確化に当たり、被害児童への聴き取りを行う必要がある場合には、児童の負担軽減のため、聴取回数が少なく済むよう関係機関と連携し、先述の専門委員の協力を得て丁寧に事実確認を行う。被害児童の意向等により、保育所等の管理職や担任等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聴き取った内容について補充の質問等が必要かどうかなど、専門委員の協力を得て助言する。
- 児童生徒性暴力等を行った保育士の登録先が都でなく、他の道府県である場合には、登録先の道府県知事にその旨を通知するとともに、登録先知事から情報提供などの求めがあった場合には必要な協力を行う。

## (2) 保育士登録の取消し

### 基本指針より

- 改正法により、児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加する改正を行っている。
- 保育士による児童生徒性暴力等は決して許されないことであり、改正法の趣旨を踏まえ、こうした非違行為があった場合には、保育士登録の取消しについて、適正かつ厳格な実施を図る。
- 都道府県知事は、特定登録取消者となった者に対し、登録証の返納を求める際や、保育士の登録の取消処分を行った旨の通知を行う際などにおいて、特定登録取消者に該当する旨及び再度登録を受けるためには、その者の行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況その他その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができる旨等を示すものとする。
- 都道府県は、当該都道府県において登録を行った者が特定登録取消者に該当するに至ったときは、法第 18 条の 20 の 4 第 1 項で規定する特定登録取消者に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第 18 条の 20 の 4 第 2 項）。
- データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各都道府県においては、文書管理規則等に則った上で、特定登録取消者の登録の取消しに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。
- 法第 18 条の 20 の 4 第 2 項に基づくデータベースへの記録の入力については、改正法の趣旨等を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行っ



たことにより登録の取消処分となった者に関する情報についても、データベースに記録するものとする。

- 児童生徒性暴力等以外の理由で登録の取消しを行った者のうち、後から児童生徒性暴力等が判明した者（法第 18 条の 20 の 2 第 1 項第 2 号に該当）については、重ねて取り消しを行うことはできないが、児童生徒性暴力等が判明した時点で、特定登録取消者に該当する旨などの内容を本人に文書で通知するとともに、データベースに掲載するものとする。

### 基本指針を踏まえた対応

- 都は、個々の事案の具体的な内容のほか、専門委員の意見聴取なども踏まえて事実確認をし、保育士が児童生徒性暴力等を行ったと合理的に認められる場合には、聴聞を経て保育士登録を取り消す。

- 特定登録取消者の保育士登録に係る欠格期間は、以下の通りとなっている。

#### <欠格期間>

- ・ 禁固以上の刑に処せられた場合は無期限  
ただし、刑法による刑の消滅規定（刑法第 34 条の 2）の適用を受けるため、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで 10 年を経過したときは刑の言い渡しは効力を失うため、保育士の再登録は可能となる。なお、執行猶予の場合には、猶予期間満了により刑の言い渡しが効力を失う（刑法第 27 条）ため、執行猶予期間満了時から保育士の再登録は可能となる。
- ・ 法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられた場合や登録取消等による場合は 3 年

- 欠格期間経過後、特定登録取消者は再登録の申請が可能となるが、都は児童生徒性暴力等を行ったことにより登録取消等となった保育士が、保育の現場に戻ってくるという事態はあってはならないという制度の趣旨を踏まえて再登録の審査を行う。具体的には、児童福祉審議会の意見を踏まえ、加害行為の悪質性、取消後の社会活動等の状況、治療・更生等の程度、反省の程度などを総合的に考慮して、当該特定登録取消者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性を検討する。都は取消処分を行う際、特定登録取消者に対して再登録にはこのような厳しい要件が設けられていることなどについて説明する。
- 児童生徒性暴力等の理由で保育士登録を取消した者及び他の理由で保育士登録を取消した後に児童生徒性暴力等が判明した者については、法及び基本指針に則りデータベースへの記録等適切に対応する。

(参考資料)

- 東京都教育委員会「教育職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」令和 5 年 4 月 1 日
- こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和 5 年 5 月
- 株式会社キャンサーズキャン「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」令和 3 年 3 月（令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
- 日本学会議 心理学・教育学委員会 法と心理学分科会「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」平成 23 年 9 月
- 仲真紀子 理化学研究所理事「事実調査のための面接－司法面接を参考に－」  
<https://youtu.be/TYZ9u05ux2M>
- 後藤弘子 千葉大学大学院教授、NPO 法人ヒューマンライツナウ副理事長「児童生徒への性加害にどう対応するか－子供への性暴力を発見したら…」  
<https://www.youtube.com/watch?v=iA5BoSm7ncQ>
- 後藤弘子 千葉大学大学院教授、NPO 法人ヒューマンライツナウ副理事長「児童生徒への性加害にどう対応するか－子供からの SOS を受けたら…」  
<https://www.youtube.com/watch?v=JpULISLEQ7Q>

本書及び次ページの報告様式のデータは、東京都福祉保健局のホームページに掲載しています。  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/no\\_sexual\\_violence.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/no_sexual_violence.html)



(別添様式1)

○年○月○日  
(報告年月日)

保育士を雇用する者等から東京都への報告様式 (参考様式)

1. 報告者

- ・法人名：
- ・施設名・所在地：
- ・役職・氏名：
- ・連絡先電話番号：

2. 被害児童の状況

- ・氏名・性別・年齢・生年月日：

3. 事案の発生年月日及び時間

4. 事案の発生場所

5. 児童生徒性暴力等を行ったと思われる保育士

- ・役職・氏名・性別：
- ・保育士登録をしている都道府県名：
- ・保育士登録番号：

6. 発覚した事案の内容

(何をしたのか、本人の認否、把握した経緯等を分かるように記述。児童からの報告があった場合や聴き取りを行った場合は、実際のやり取りをそのまま逐語的に記載。)

## (参考) 児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例

被害児童から相談があった場合、意識して、正確な情報を簡潔に聴き取ることに徹する必要があります。日常的に児童と接する職員は、P7の<児童からの聴き取りを行う上での注意点>や下記の例を参照するなどして、相談を受けた場合のシミュレーションをしておきましょう。

児童：ねえ先生、お話を聴いて。

職員：〇〇ちゃん、どうしたの？

児童：◇◇先生から変なことされたの。

職員：じゃあ、あっちの部屋でその話を聴かせてくれるかな？－①

職員：お話ししてくれてありがとう。－② 「変なことされた」って、何かあった？－③④

児童：昨日のお昼寝のときに、◇◇先生が触ってきたの。

職員：うん、どんな風に？

児童：パジャマの中に手が入ってきたの。

職員：そう。－⑤ それからどうなった？－⑥⑦

児童：びっくりして目を開いたら先生と目が合って怖かった。このことは誰にも言わないでね。

職員：言わない方がいい理由があったら教えて。－⑧

児童：恥ずかしいの。

職員：そうか、でも、話してくれたこと、とっても良かったよ。〇〇ちゃんが安心して保育園に来られるように、園長先生やおうちの人も一緒に考えさせてね。－⑨

児童：◇◇先生、怒らないかな？

職員：どうして◇◇先生、怒るって思う？

児童：わからないけど。

職員：〇〇ちゃんが安心できるようにって思っているよ。またお話したくなったら聴かせてね。－⑩

(児童を保育室まで送った後、職員は児童とのやり取りがあった経緯、日時、場所、やり取りの内容を逐語的に、ありのままに記録し、園長に報告を行った。)

### <解説>

- ① 静かに話せる場所へ移動。可能であれば、状況により録画・録音できるようにする。
- ② 話をしてくれたことへの感謝を述べる。
- ③ 児童が使った言葉をそのまま用いる。
- ④ 職員があれこれ質問するのではなく、児童が主体的に出来事の全体を話せるようにする。
- ⑤ 出来事について、「怖かったね」などと聴き取り者の言葉で評価しない。
- ⑥ 児童が話してくれた出来事を時系列に整理し、話してくれた出来事の前、話してくれた出来事と次の出来事の間、次の出来事の後について、児童の言葉で話してくれるよう促す。
- ⑦ 身体への不必要な接触があったとわかれば、「何回」「強さ」「時間」「どんなふうに」などの詳細は追及しない。
- ⑧ 秘密を求められても、立場上できないことは約束しない。秘密にしたい理由を「どうして」と聞くと非難しているように受け取られることがあるため、「どんなことが」と内容を尋ねる。
- ⑨ 児童の心配を受け止めつつ、情報を共有する範囲について伝える。
- ⑩ 今後も相談しやすい関係を作る。

## (参考) 保護者等への報告に際して渡すメモの例

各施設等において事案が発生した場合を想定し、どのようにしてどのような内容を保護者等に報告するかを予め検討しておくこと。下記は、保護者等への第一報（P9）として認可保育所が事案の発生を連絡する際、電話や口頭では伝えきれない留意事項をメモでお渡しする場合の参考例である。実際には、被害児童の保護支援と事実の明確化を第一に考えた上で、事案の内容、施設等の体制と対応状況、被害児童とそこご家庭の状況等に即して加除修正を加える必要がある。

保護者様

### 参考例

#### この度の事案への対応について

この度は・・・

今後、〇〇保育園としては、お子様の安全・安心の確保と被害の全容の解明に全力で取り組んでまいります。恐れ入りますが、保護者の方におかれましても次の事項にご配慮又はご承知おきいただけますと幸いです。

#### 1 お子様との接し方について

この度のようなことがわかると、保護者を含めた周囲の大人は動揺し、何があったのか、お子様の傷つきはどうかなどをお子様自身から聞きたくなりますが、お子様は保護者の方の不安の気持ちを敏感に感じ取り、保護者を不安にさせたことで更にお子様の不安も増大することがあります。また、出来事について繰り返し尋ねられると、お子様の記憶に影響する可能性があります。

お子様の不安や動揺を少しでも軽減するため、お子様とのお話に当たっては、次のような対応をお願いします。

- ・ 保護者の方におかれてはできるだけ平静を装い、出来事には触れないようお願いします。
- ・ お子様から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、質問やコメントはお控えください。また、お子様の話した言葉を逐語でメモし、日時、場所とともに記録してください。

#### 2 関係機関への報告・相談と保護者との情報共有について

当園は、児童福祉法に基づく保育所として、〇〇市へ事故報告と、〇〇市を通じて東京都に児童福祉法第 18 条の 20 の 3 に基づく「保育士による児童生徒性暴力等」に係る報告を行います。

また、この度の事案は、犯罪行為に該当する可能性があり、証拠の速やかな確保や被害拡大の防止のため、管轄の〇〇警察署に相談します。

今後、当園は、事実の解明と、被害の拡大・再発防止のため、〇〇市、東京都、警察等の

関係機関と連携して、事実確認を進めます。

### 3 被害届の提出について

警察が捜査を開始する場合には、当園は捜査に必要な協力をいたしますので、被害届を提出されたら、その旨をお知らせください。

また、被害届を出さないご意向の場合は、警察の相談に当たってそのご意向も合わせて相談をしますので、その場合もお知らせください。

### 4 当該事案に関する当園の対応窓口について

当園では当該事案に関する情報を〇〇〇に集約します。今後、事実確認を進める中で、お子様の被害に関する情報などお伝えすべき情報を当園が把握した場合は、保護者の方に共有いたします。断片的な情報で誤ったご案内をすることのないよう、ご質問やご相談は本件の責任者である〇〇〇が対応させていただきますので、いつでもお声がけください。

### 5 当該事案に関する情報の管理について

お子様の被害に関し、警察等の関係機関を除き、みだりに第三者に情報提供しないことをお約束します。マスコミや当園の他の児童・保護者にこの度の事案について説明する必要がある場合には、お子様や保護者のご意向を確認させていただきます。

< (参考) 子供の性被害に関する第三者の相談窓口 >

#### ① 「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (SARC 東京) が運営しています。電話による相談対応、対面相談・カウンセリング等の精神的ケア、病院・警察等への付き添い支援を行います。(24 時間 365 日受付)

電話番号 <東京都内からかけるとき> 0120-333-891 (フリーダイヤル)

<東京都外からかけるとき> 03-6811-0850 (有料)

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/onestop/>

#### ② 「性犯罪被害相談電話 (ハートさん)」

性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、都内からダイヤルすると、警視庁の相談窓口につながります。警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できます。被害者のご意向を伺った上で、事件化はもとより、医療機関での受診やカウンセリング、民間支援団体の紹介など、必要な支援につなげます。(24 時間 365 日受付)

電話番号 #8103 (ハートさん)

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/higai/sodan/higai\\_sodan.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/higai/sodan/higai_sodan.html)